

雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1章 空き家等に関する対策の対象とする地区および対象とする空き家等の種類その他の空き家等に関する対策に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の位置付け 本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するためのもので、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。) <b>第6条第1項</b>の規定に基づき策定するものですが、既に策定済みである雨竜町振興基本計画、雨竜町総合戦略及び長期人口ビジョンを上位計画とし、各計画との連携、整合を図ったうえで当該計画を策定します。</p> <p>3 計画期間 本町における空き家等に係る対策の実現に向けた中長期的な展望を盛り込むこととし、迅速に計画を実行させる観点から、計画期間を令和元年度から<b>令和5年度</b>までの<b>5年間</b>とします。ただし、社会情勢の変化等により計画期間を変更する必要があると認められる場合は、必要に応じて見直すこととします。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 空き家等の現状</p> <p>1 全国の空き家の流れと現状 わが国の空き家数は、<b>平成25年</b>に国が実施した「住宅・土地統計調査」によると、<b>約820万戸</b>で住宅総数に占める割合は<b>13.5%</b>となっています。 こうした中、国では、全国的な空き家の現状や市町村の取組</p>	<p>第1章 空き家等に関する対策の対象とする地区および対象とする空き家等の種類その他の空き家等に関する対策に関する基本的な方針</p> <p>(略)</p> <p>2 計画の位置付け 本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するためのもので、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。) <b>第7条第1項</b>の規定に基づき策定するものですが、既に策定済みである雨竜町振興基本計画、雨竜町総合戦略及び長期人口ビジョンを上位計画とし、各計画との連携、整合を図ったうえで当該計画を策定します。</p> <p>3 計画期間 本町における空き家等に係る対策の実現に向けた中長期的な展望を盛り込むこととし、迅速に計画を実行させる観点から、計画期間を令和元年度から<b>令和7年度</b>までの<b>7か年</b>とします。ただし、社会情勢の変化等により計画期間を変更する必要があると認められる場合は、必要に応じて見直すこととします。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 空き家等の現状</p> <p>1 全国の空き家の流れと現状 わが国の空き家数は、<b>平成30年</b>に国が実施した「住宅・土地統計調査」によると、<b>約849万戸</b>で住宅総数に占める割合は<b>13.6パーセント</b>となっています。 こうした中、国では、全国的な空き家の現状や市町村の取組</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法施行に伴い、条番号等を修正するもの。</p> <p>計画期間の2か年延長に伴い、関係箇所を修正するもの。</p> <p>平成30年住宅・土地統計調査結果に改めるもの。</p>

## 雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>などを背景に空き家等にする施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成26年11月27日に公布しました（平成27年5月26日施行）。</p> <p>また、同法の施行に併せて「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日決定）」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（平成27年5月26日決定）」が国土交通省、総務省より示されており、同法及び基本指針では、空き家等の所有者が適切な管理に努めること、住民に最も身近な市町村が空き家等に関する対策に努めることとなっています。</p> <p>2 北海道の空き家の現状</p> <p>北海道内における空き家は昭和43年ごろから住宅総数が世帯総数を上回って年々増加傾向にあり、<u>平成25年には38万8,200戸</u>となっています。</p> <p>このことから、空き家の増加とともに家屋の安全性の低下、公衆衛生の悪化などの問題が生じることで、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>3 雨竜町の空き家の現状</p> <p><u>平成30年度に各町内会と連携し、空き家実態調査</u>を実施した結果、全11町内会で<u>66か所、106軒</u>の空き家等が確認されており、内訳は住宅<u>60軒</u>、納屋または倉庫<u>33軒</u>、車庫<u>10軒</u>、その他<u>3軒</u>となっています。</p>	<p>などを背景に空き家等にする施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成26年11月27日に公布しました（平成27年5月26日施行）。</p> <p>また、同法の施行に併せて「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成27年2月26日決定）」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（平成27年5月26日決定）」が国土交通省、総務省より示されており、同法及び基本指針では、空き家等の所有者が適切な管理に努めること、住民に最も身近な市町村が空き家等に関する対策に努めることとなっています。</p> <p>2 北海道の空き家の現状</p> <p>北海道内における空き家は昭和43年ごろから住宅総数が世帯総数を上回って年々増加傾向にあり、<u>平成30年には37万9,800戸（平成30年住宅・土地統計調査）</u>となっています。</p> <p>このことから、空き家の増加とともに家屋の安全性の低下、公衆衛生の悪化などの問題が生じることで、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>3 雨竜町の空き家の現状</p> <p><u>本町では、令和4年度に空き家等実態調査</u>を実施した結果、全11町内会で<u>28か所、82軒</u>の空き家等が確認されており、内訳は住宅<u>28軒</u>、納屋または倉庫<u>22軒</u>、車庫<u>11軒</u>、その他<u>21軒</u>となっています。</p>	<p>平成30年住宅・土地統計調査結果に改めるもの。</p> <p>令和4年度空き家等実態調査結果に改めるもの。</p>

雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行						改 正 案						備 考
2-3-1 町内会別空き家等状況						2-3-1 町内会別空き家等状況						
町内会	箇所数	住宅	納屋・倉庫	車庫	その他	町内会	箇所数	住宅	納屋・倉庫	車庫	その他	
第 1 町内	<u>12</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第 1 町内	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	
第 2 町内	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	第 2 町内	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	
第 3 町内	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第 3 町内	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
第 4 町内	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	第 4 町内	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	
第 5 町内	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	第 5 町内	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	
第 6 町内	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第 6 町内	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	
第 7 町内	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第 7 町内	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
第 8 町内	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	第 8 町内	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
第 9 町内	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第 9 町内	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	
第10町内	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	第10町内	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
第11町内	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	第11町内	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	
合計	<u>66</u>	<u>60</u>	<u>33</u>	<u>10</u>	<u>3</u>	合計	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>22</u>	<u>11</u>	<u>21</u>	
(略)						(略)						
第3章 空き家等対策に関する取り組み						第3章 空き家等対策に関する取り組み						
(略)						(略)						
3 空き家の調査に関する事項						3 空き家の調査に関する事項						
(1) 空き家__実態調査の実施						(1) 空き家 <u>等</u> 実態調査の実施						
空き家__実態調査については、下図に基づき、 <u>本町、</u>						空き家 <u>等</u> 実態調査については、下図に基づき、 <u>本町が実</u>						実施主体が町 であることを 明確にするた め、関係箇所
<u>各町内会及び関係</u>						<u>施することとしますが、必要に応じて、各町内会及び関係</u>						

## 雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>機関等（以下「関係機関等」という。）<u>が</u>連携して実施します。当該調査の結果は法第11条の規定に基づき、本町が整備するデータベースである「空き家台帳」に登載することで適切な空き家管理及び所有者との活用等に係る合意形成等に活用することとします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他 当該調査は、原則として<u>年1回</u>実施するとともに、調査結果を「空き家台帳」に反映します。 また、必要に応じて、各町内会<u> </u>に対し、調査結果を情報提供することとします。</p> <p>4 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項 (1) 空き家等の適切な管理の周知 本町ホームページや町広報誌を活用して町内に空き家等を所有する者に対し、管理不 全な状態に陥ることのないよう、周知を行います。 また、空き家等の状況によっては、<u> </u> <u> </u>雨竜町空き家等の適正管理に関する条例（以下「町条例」という。）第6条の規定に基づき、指導等を行うこととします。</p> <p>(2) 空き家等の維持に係る所有者への財政的支援 本町では、<u>雨竜町田園の里定住促進条例</u>の規定に基づき、当該条例に定める補助メニューのうち、リフォーム工事が補助対象となる<u>雨竜町持ち家定住奨励事業の雨竜町持ち家奨励金</u>の制度周知を図ることで空き家のストック活用につなげることとします。</p>	<p>機関等（以下「関係機関等」という。）<u>などと</u>連携して実施します。当該調査の結果は法第11条の規定に基づき、本町が整備するデータベースである「空き家台帳」に登載することで適切な空き家管理及び所有者との活用等に係る合意形成等に活用することとします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他 当該調査は、原則として<u>隔年で</u>実施するとともに、調査結果を「空き家台帳」に反映します。 また、必要に応じて、各町内会、<u>関係行政機関</u>に対し、調査結果を情報提供することとします。</p> <p>4 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項 (1) 空き家等の適切な管理の周知 本町ホームページや町広報誌を活用して町内に空き家等を所有する者に対し、管理不 全な状態に陥ることのないよう、周知を行います。 また、空き家等の状況によっては、<u>法第13条、同法第22条第1項、及び</u>雨竜町空き家等の適正管理に関する条例（以下「町条例」という。）第6条の規定に基づき、指導等を行うこととします。</p> <p>(2) 空き家等の維持に係る所有者への財政的支援 本町では、<u>雨竜町住まいる定住促進条例</u>の規定に基づき、当該条例に定める補助メニューのうち、リフォーム工事が補助対象となる<u>雨竜町持ち家奨励金（リフォーム工事、新築工事（空き住宅解体工事））</u>の制度周知を図ることで空き家のストック活用につなげることとします。</p>	<p>の文言整理を行うもの。</p> <p>計画運用実態を踏まえ、調査実施の間隔を改めるとともに、調査結果の情報提供先に関係行政機関を加えるもの。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の条番号を加えるもの。</p> <p>雨竜町住まいる定住促進条例の施行に伴う文言の整理を行うもの。</p>

雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p><u>雨竜町田園の里定住促進条例に定める補助要件（概要）</u></p> <p><u>(1) 補助率</u>  <u>請負金額100万円以上のリフォーム工事で請負金額の7%(ただし、上限を100万円とする。)</u></p> <p><u>(2) リフォーム工事を雨竜町内の業者に発注し、本町に定住した者</u></p>	<p><u>雨竜町住まいる定住促進条例に定める補助要件（概要）</u></p> <p><u>(1) 補助率</u></p> <p><u>ア リフォーム工事</u>  <u>請負金額100万円以上のリフォーム工事で請負金額の7パーセント(ただし、上限を100万円とする。)</u></p> <p><u>イ 新築工事費用(空き住宅解体工事)</u>  <u>空き住宅の解体後、1年以内に住宅を新築した場合、解体費用の3分の1を助成。(上限額30万円)</u></p> <p><u>(2) 交付要件</u>  <u>雨竜町内の業者(解体工事部分を除く。)に発注し、本町に定住した者。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p><u>(4) 空家等管理活用支援法人の指定等</u>  <u>法第23条第1項により、当法人を申請により指定することができることとなっておりますが、同法人の指定に関しては、町内における要望、必要性等を考慮したうえ、同法人の指定の方針を検討し、次期雨竜町空き家等対策基本計画において、その内容を定めることとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法施行に伴い、項目を新設するもの。</p>

## 雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第4章 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 インターネット等を活用した既存住宅及び除却した空き家跡地のストック活用 所有者は新たな入居者等の確保を行うために、本町がホームページ上に設置する「空地・空き家バンク」(仮称)に物件情報を掲載することができるものとします。 また、「空地・空き家バンク」(仮称)への物件情報の掲載に係る事項は別に定めることとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 インターネット等を活用した既存住宅及び除却した空き家跡地のストック活用 所有者は新たな入居者等の確保を行うために、本町がホームページ上に設置する「空地・空き家バンク」_____に物件情報を掲載することができるものとします。 また、「空地・空き家バンク」_____への物件情報の掲載に係る事項は別に定めることとします。</p> <p>(略)</p>	<p>すでに制度化されているため、仮称の記載を削るもの。</p>
<p>第5章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等_____への対処に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 _____特定空家等に係る緊急措置及び手続き 町長は所有者に対し、_____法に規定された_____措置を講ずるときは、雨竜町空き家等対策協議会で協議のうえ、その協議結果を考慮して必要な措置を講じます。 なお、特定空家等_____に対する措置のフローは次のとおりとします。</p>	<p>第5章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等、<u>管理不全空家等</u>への対処に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 管理不全空家等、特定空家等に係る緊急措置及び手続き 町長は所有者に対し、<u>緊急に危険を回避しなければならない場合を除き</u>、法に規定された<u>勧告以上の</u>措置を講ずるときは、雨竜町空き家等対策協議会で協議のうえ、その協議結果を考慮して必要な措置を講じます。 なお、特定空家等、<u>及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等</u>に対する措置のフローは次のとおりとします。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法施行に伴い、管理不全空家等に関する取扱いを加えるとともに、協議会の協議を経るべき措置を明確とするため、関係する文言を加えるも</p>



雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">5-2-1 特定空家等に対する措置のフロー</p>	<p style="text-align: center;">5-2-1 特定空家等に対する措置のフロー</p>	<p>の。</p>
<p>3 所有者が不明な場合の略式代執行について                  特定空家等の対策にあたり、空家等所有者を特定するため、不動産登記情報による登記名義人の確認や住民基本台帳情報等による相続人の所在確認を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税情報の内部利用を行うことで所有者を特定するための調査を実施します。                  万一、調査を実施した場合においても、所有者が特定できな</p>	<p>3 所有者が不明な場合の略式代執行について                  特定空家等の対策にあたり、空家等所有者を特定するため、不動産登記情報による登記名義人の確認や住民基本台帳情報等による相続人の所在確認を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税情報の内部利用を行うことで所有者を特定するための調査を実施します。                  万一、調査を実施した場合においても、所有者が特定できな</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法施行に伴い、条番号等を修正するもの。</p>

## 雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>い場合は、家庭裁判所に相続放棄の事実について照会し、相続放棄の事実を確認します。法定相続人全員の相続放棄が確認されたときは所有者が存在しないことから、<u>法第14条第10項</u>の規定に基づき、所有者が不明な空家等と判断し、略式代執行を行うことを検討します。</p> <p>第6章 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項</p> <p>1 対策の方向性と基本的な施策</p> <p>(1) 所有者による適切な管理の推進</p> <p>本町ホームページ等を通じて、定期的な空き家等の管理の必要性を周知するとともに、活用可能な空き家は、<u>雨竜町田園の里定住促進条例</u>の規定に基づく、<u>雨竜町持ち家奨励金（リフォーム工事）</u>に係る補助制度の活用を周知することで、管理不全な状態となる空き家を未然に防ぐこととします。</p> <p>(2) 相続生前対策及び相続登記の促進</p> <p>相続手続きが行われないことで所有者や管理者が不明となることが空き家等の発生原因に繋がるおそれがあります。</p> <p>特に高齢者に住宅等を親族へ引き継ぐ重要性や相続権を有する者による相続時の速やかな登記名義の変更の必要性について、庁内関係部局と連携して周知に努めます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) 役場庁内における体制</p> <p>雨竜町役場庶務規則（昭和27年5月13日規則第6号）</p>	<p>い場合は、家庭裁判所に相続放棄の事実について照会し、相続放棄の事実を確認します。法定相続人全員の相続放棄が確認されたときは所有者が存在しないことから、<u>法第22条第10項</u>の規定に基づき、所有者が不明な空家等と判断し、略式代執行を行うことを検討します。</p> <p>第6章 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項</p> <p>1 対策の方向性と基本的な施策</p> <p>(1) 所有者による適切な管理の推進</p> <p>本町ホームページ等を通じて、定期的な空き家等の管理の必要性を周知するとともに、活用可能な空き家は、<u>雨竜町住まいる定住促進条例</u>の規定に基づく、<u>雨竜町持ち家奨励金（リフォーム工事、空き住宅解体）</u>に係る補助制度の活用を周知することで、管理不全な状態となる空き家を未然に防ぐこととします。</p> <p>(2) 相続生前対策及び相続登記の促進</p> <p>相続手続きが行われないことで所有者や管理者が不明となることが空き家等の発生原因につながるおそれがあります。</p> <p>特に高齢者に住宅等を親族へ引き継ぐ重要性や相続権を有する者による相続時の速やかな登記名義の変更の必要性について、庁内関係部局と連携して周知に努めます。</p> <p><u>また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことに伴う、制度の周知に関しても庁内、関係行政機関等と連携して広報、啓発を実施に努めることとします。</u></p> <p>(3) 役場庁内における体制</p> <p>雨竜町役場庶務規則（昭和27年5月13日規則第6号）</p>	<p>雨竜町住まいる定住促進条例の施行による文言の整理。</p> <p>相続登記の義務化に伴う文言の追加。</p> <p>機構改革により担当名を改</p>



雨竜町空き家等対策基本計画 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																									
<p>の規定に基づき、空き家所有者や近隣住民からの最初の相談窓口は、総務課企画財政担当が担当します。</p> <p>また、相談内容に応じて、庁内関係部局及び関係団体、関係行政機関との連絡、調整を図ります。</p> <p>その他、空き家対策に係る庁内関係部局の事務分掌は下表のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">6-1-3-1 役場庁内関係部局事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="230 544 992 1187"> <thead> <tr> <th>課・局</th> <th>担 当</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">町長部局</td> <td>総務課</td> <td>企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>生活環境担当</u> ・<u>廃棄物の処理等</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業建設課</td> <td><u>土木担当</u> ・<u>道路管理</u> ・<u>河川管理</u> ・<u>農業集落排水</u></td> </tr> <tr> <td><u>建築担当</u> ・<u>建築物の安全性確認等</u></td> </tr> <tr> <td>雨竜町農業委員会事務局</td> <td>農地担当 ・農地利用等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	課・局	担 当	担当事務	町長部局	総務課	企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導	住民課	<u>生活環境担当</u> ・ <u>廃棄物の処理等</u>	産業建設課	<u>土木担当</u> ・ <u>道路管理</u> ・ <u>河川管理</u> ・ <u>農業集落排水</u>	<u>建築担当</u> ・ <u>建築物の安全性確認等</u>	雨竜町農業委員会事務局	農地担当 ・農地利用等	<p>号)の規定に基づき、空き家所有者や近隣住民からの最初の相談窓口は、総務課企画財政担当が担当します。</p> <p>また、相談内容に応じて、庁内関係部局及び関係団体、関係行政機関との連絡、調整を図ります。</p> <p>その他、空き家対策に係る庁内関係部局の事務分掌は下表のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">6-1-3-1 役場庁内関係部局事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1137 544 1883 1002"> <thead> <tr> <th>課・局</th> <th>担 当</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町長部局</td> <td>総務課</td> <td>企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導</td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>福祉生活環境担当</u> ・<u>廃棄物の処理等</u></td> </tr> <tr> <td>産業建設課</td> <td><u>建設管理担当</u> ・道路管理 ・河川管理 ・農業集落排水 ・建築物の安全性確認等</td> </tr> <tr> <td>雨竜町農業委員会事務局</td> <td>農地担当 ・農地利用等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	課・局	担 当	担当事務	町長部局	総務課	企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導	住民課	<u>福祉生活環境担当</u> ・ <u>廃棄物の処理等</u>	産業建設課	<u>建設管理担当</u> ・道路管理 ・河川管理 ・農業集落排水 ・建築物の安全性確認等	雨竜町農業委員会事務局	農地担当 ・農地利用等	<p>めるもの。</p>
課・局	担 当	担当事務																									
町長部局	総務課	企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導																									
	住民課	<u>生活環境担当</u> ・ <u>廃棄物の処理等</u>																									
	産業建設課	<u>土木担当</u> ・ <u>道路管理</u> ・ <u>河川管理</u> ・ <u>農業集落排水</u>																									
		<u>建築担当</u> ・ <u>建築物の安全性確認等</u>																									
雨竜町農業委員会事務局	農地担当 ・農地利用等																										
課・局	担 当	担当事務																									
町長部局	総務課	企画財政担当 ・空き家対策に関する総合調整 ・空き家実態調査の実施 ・空き家等対策協議会 ・移住定住 ・空き家所有者に対する指導																									
	住民課	<u>福祉生活環境担当</u> ・ <u>廃棄物の処理等</u>																									
	産業建設課	<u>建設管理担当</u> ・道路管理 ・河川管理 ・農業集落排水 ・建築物の安全性確認等																									
雨竜町農業委員会事務局	農地担当 ・農地利用等																										